

— 令和2年度第2回都市計画審議会 —

東播磨地域 都市計画区域マスタープラン等 の見直しについて



R2.11.27 西脇市 都市計画課

資料2-2

(1.1) 都市計画区域マスタープラン等とは

【都市計画区域マスタープラン等】とは、次の3つの“都市計画”をいいます。

- ① 都市計画区域マスタープラン（通称：区域マス）
- ② 都市再開発方針等（通称：3方針）
- ③ 区域区分（通称：線引き）



【都市再開発方針等】とは、次の3つの“都市計画区域に関する方針”をいいます。

- ① 都市再開発の方針
- ② 住宅市街地の開発整備の方針
- ③ 防災街区整備方針

社会経済情勢の変化に対応するため、**おおむね5年ごとに見直し**
(前回の見直しは平成28年3月)

対象区域

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町、多可町の8市3町

東播都市計画区域

- 明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の全部
- 西脇市、三木市、小野市、加西市及び加東市の一部

中都市計画区域

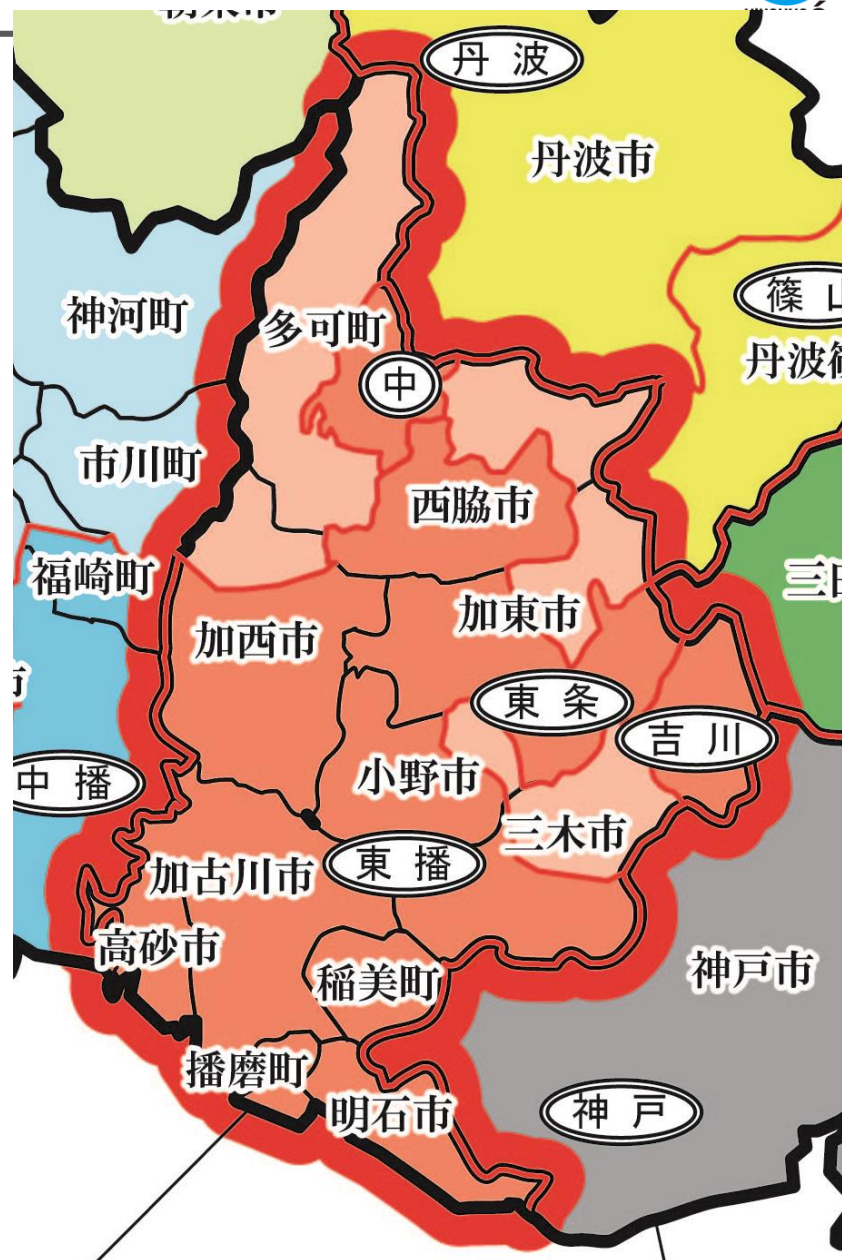
- 多可町の一部

東条都市計画区域

- 加東市の一部

吉川都市計画区域

- 三木市の一部



見直しのポイント



見直しの基本的な考え方

現行の都市計画区域マスタープランの骨格を維持しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえた都市計画の方向性を盛り込む

社会経済情勢の変化（兵庫県における新たな政策）

「兵庫2030年の展望」（平成30年10月策定）

- 「未来の活力」の創出
- 「暮らしの質」の追求
- 「ダイナミックな交流・環流」の拡大

「兵庫地域創生戦略」（2020～2024年）

- 地域の元気づくり
- 社会増対策
- 自然増対策（子ども子育て対策、健康長寿対策）

社会経済情勢の変化（都市計画に関連する新たな課題）

- 気候変動等による自然災害の増加
- 女性の社会進出、共働き世帯の増加
- 空き地・空き家の増加による都市の低密度化
- 都市農地を「あるべきもの」とする位置付けの明確化
- 都市機能の更新・集積の遅れによる都市の魅力の低下

都市計画区域マスタープランの構成



第1 基本的事項

- (1) 役割
- (2) 対象区域
- (3) 目標年次

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

- (1) 本県の将来像
- (2) まちづくり基本方針

2 都市計画に関する現状と課題

- (1) 人口減少・超高齢社会の進行
- (2) 防災対策の必要性の増大
- (3) 都市の維持管理コストの増大
- (4) 地球環境への配慮
- (5) 産業構造の変化
- (6) 地域の主体性の高まり

3 都市づくりの基本理念

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
- (2) 地域主導による都市づくり
- (3) 持続可能な都市構造の形成

第3 東播磨地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の概況

- | | |
|------------|--------|
| ア 位置・地勢 | オ 交通 |
| イ 人口・世帯数 | カ 人の移動 |
| ウ 産業 | キ 地域資源 |
| エ 市街地形成の経緯 | |

(2) 将来の都市像

- ア 東播磨地域の現在の都市構造
- イ 東播磨地域の目指すべき都市構造

2 区域区分の決定の有無及び方針

- (1) 区域区分の決定の有無
- (2) 区域区分の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 地域連携型都市構造化に関する方針
- (2) 土地利用に関する方針
- (3) 都市施設に関する方針
- (4) 市街地整備に関する方針
- (5) 防災に関する方針
- (6) 景観形成に関する方針
- (7) 地域の活性化に関する方針

第1 基本的事項

(1) 役割

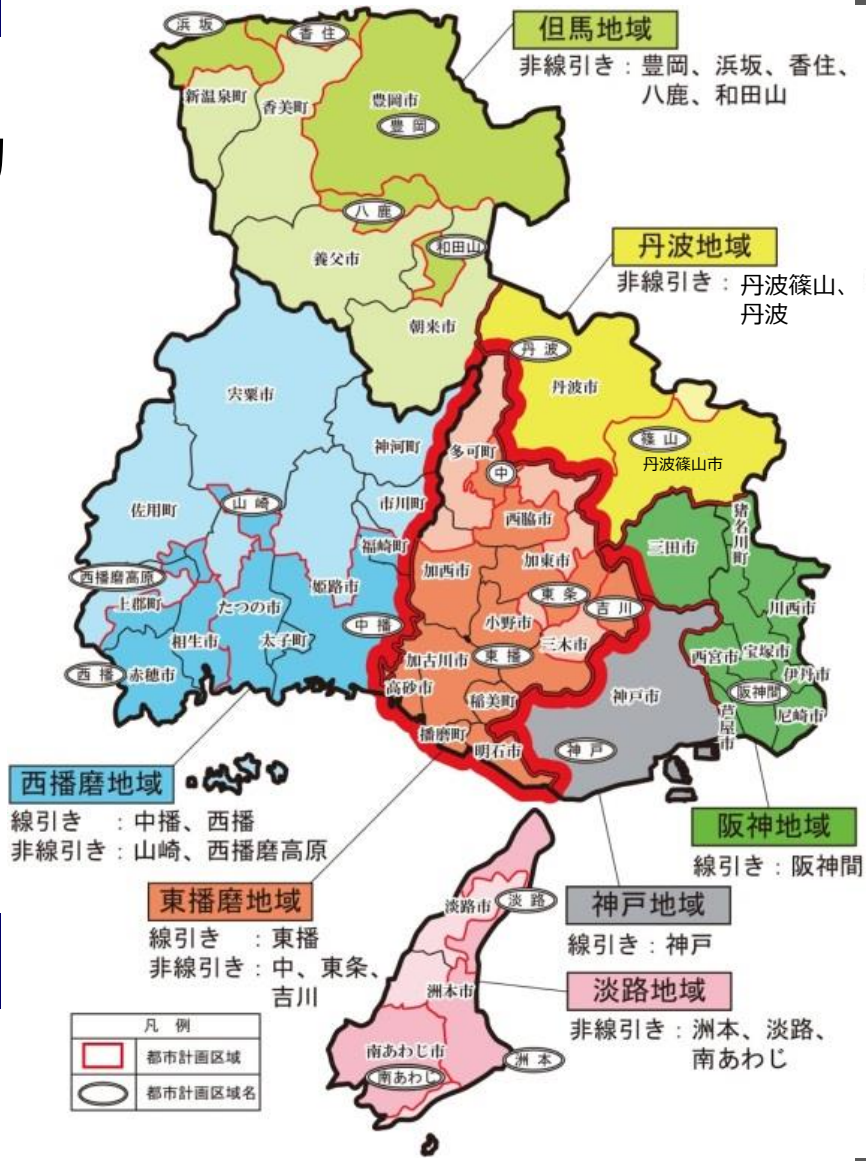
- 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す
- 「市町の都市計画に関する基本的な方針」及び「立地適正化計画」はこれに即して定める

(2) 対象区域

- 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町、多可町の8市3町

(3) 目標年次

- 令和22年の都市の姿を展望しつつ、**令和7年**とする



第2 1 都市計画の基本的な視点



(1) 兵庫県の将来像

ア 21世紀兵庫長期ビジョン（平成23年改定）

- 創造的市民社会
- しごと活性化社会
- 環境優先社会
- 多彩な交流社会

イ 兵庫2030年の展望（平成30年策定）

- 「未来の活力」の創出 ～人口が減っても活力が持続する兵庫を実現～
- 「暮らしの質」の追求 ～豊かな生活ができる兵庫を実現～
- 「ダイナミックな交流・環流」の拡大 ～活躍の舞台が広がる兵庫を実現～

ウ 兵庫県地域創生戦略（令和2年～令和6年）

- 地域の元気づくり
- 社会増対策
- 自然増対策（子ども子育て対策、健康長寿対策）

第2 1 都市計画の基本的な視点



(2) まちづくり基本方針（平成25年改定）

ア 安全と安心

- 南海トラフ地震等に備えた都市機能の確保と迅速な復興への対策
- 誰もが安心して暮らせる環境整備

イ 環境との共生

- 住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギーの自給
- 自然環境や生物多様性の保全・再生

ウ 魅力と活力

- 地域の宝や個性の再発見と発信による地域の魅力づくり
- 人口減少期に適合した都市機能の集約
- 地域の実情に応じたきめ細かな土地利用調整

エ 自立と連携

- 交流や連携の促進による持続人口（定住人口＋交流人口）の確保
- 地域の自主・自立

第2 2 都市計画に関する現状と課題



(1)人口減少・超高齢社会の進行

- ・ 持続可能な生活圏の確保
- ・ 公共交通ネットワークの維持・確保
- ・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
- ・ 市街地や集落の低密度化対策

(2)防災対策の必要性の増大

- ・ 防災・減災への更なる対策

(3)都市の維持管理コストの増大

- ・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
- ・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4)地球環境への配慮

- ・ 低炭素・循環型社会の構築
- ・ 都市と緑・農との共生

(5)産業構造の変化

- ・ 土地利用転換への対応
- ・ 大規模集客施設の立地誘導
- ・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6)地域の主体性の高まり

- ・ 地域創生等の取組
- ・ 県と市町との役割分担の明確化

第2 3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

- ア 総合的な防災・減災対策の強化
- イ 全員活躍社会の推進

(2) 地域主導による都市づくり

- ア エリアマネジメントの促進
- イ 地域資源を生かした都市の活性化
- ウ 民間投資の誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用

(3) 持続可能な都市構造の形成

- ア 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な考え方
- イ 地域連携型都市構造の実現
- ウ 地域連携型都市構造の実現

第3 1 都市計画の目標



(2) 将来の市街地像 ア 東播磨地域の現在の都市構造

- 臨海部では阪神間等に比べゆとりある市街地が連たんし、鉄道駅周辺や幹線道路沿いに都市機能が集積
- 内陸部では鉄道駅周辺や幹線道路沿いに都市機能が集積し、その周辺に集落が点在
- 東西、南北の鉄道を中心とした交通ネットワークを形成

(2) 将来の市街地像 イ 東播磨地域の目指すべき都市構造

- 臨海部では神戸市や姫路市中心部との役割分担に留意しつつ、地域全体の都市機能集積の促進
- 内陸部では、都市機能集積地区間での都市機能を相互補完するとともに、IC周辺等の新たな産業団地形成の促進
- 市街地エリアでは、駅周辺の高度利用を図り、人口を維持しつつ、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、市街化の抑制
- 市街地以外のエリアでは、地域主導による集落の機能維持や活性化の促進、都市機能集積地区等との連携を確保

第3 2 区域区分の決定の有無及び方針



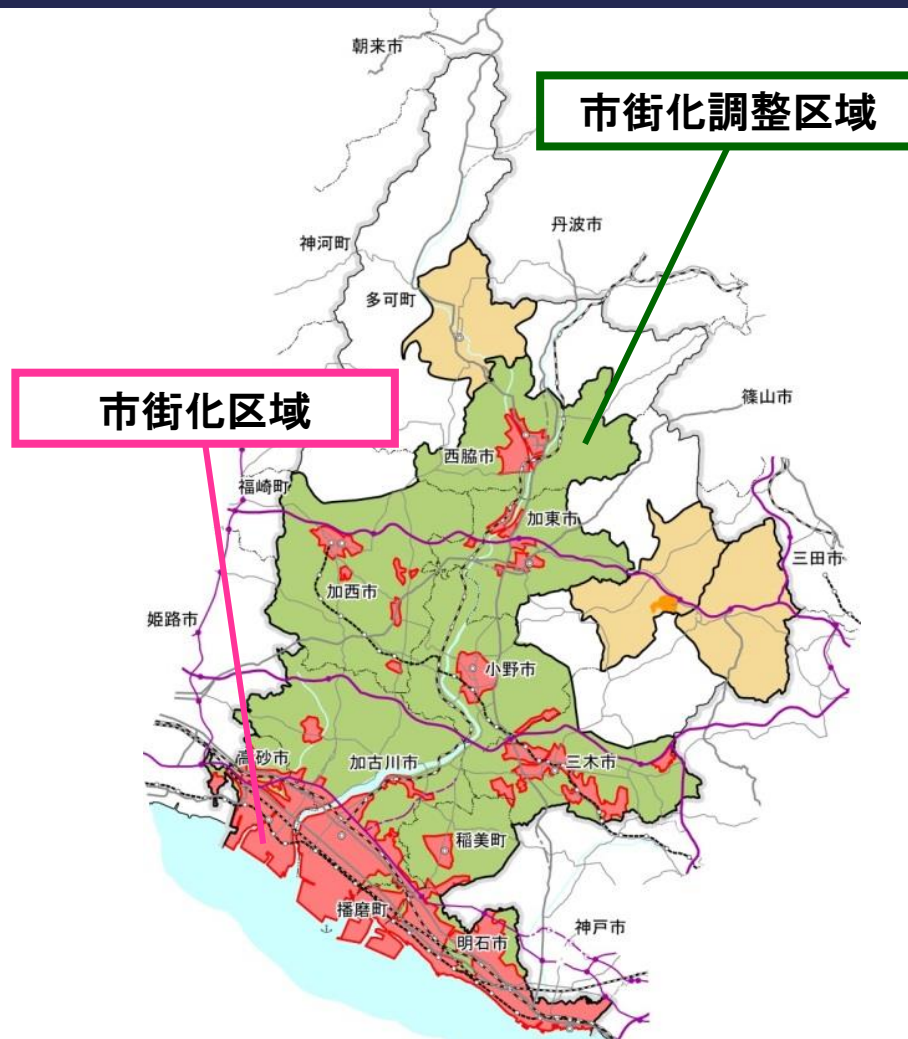
(1) 区域区分の決定の有無

- 東播都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、引き続き、区域区分を定める
- 中、東条、吉川都市計画区域においては、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため区域区分は定めない

(2) 区域区分の方針

- 現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する

西脇市は編入なし



■ 東播磨地域の区域区分の状況

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- 臨海部は、一定の人口の維持及び都市機能を維持・充実
- 内陸部は、都市機能集積地区間での都市機能の相互補完

■ 地域都市機能集積地区

商業、業務、医療、金融等の都市機能の維持・充実を図る

西脇病院・西脇市役所・市民交流施設周辺、茜が丘複合施設Miraie周辺

(2) 土地利用に関する方針 – 線引き都市計画区域の土地利用 –

■ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

- 既成市街地を中心とした都市機能の誘導
- 都市と緑・農とが共生したゆとりある土地利用の促進 等

■ 市街化調整区域の土地利用の方針

- 優良な農地との健全な調和
- 地域の活力の維持に資するまちづくりの促進

(3) 都市施設に関する方針

■ 交通施設

- 東播丹波連絡道路や神戸西バイパスの整備、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組の促進
- デマンド型交通などによる移動手段の確保

(5) 防災に関する方針

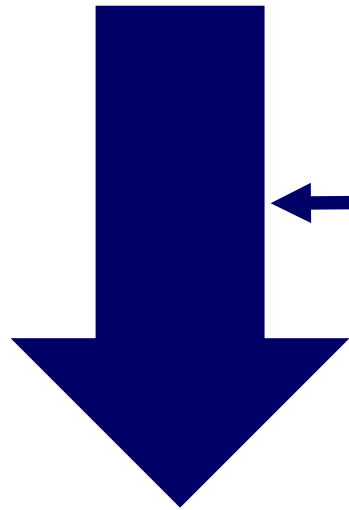
■ 防災拠点の整備とネットワークの形成

- 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化の推進

■ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

- 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
- 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じた市街化の抑制

都市計画区域マスタープラン等の見直し（案）の縦覧
令和3年1月



兵庫県都市計画審議会で審議

都市計画区域マスタープラン等の変更告示
令和3年3月予定

令和2年度 第2回都市計画審議会
(東播磨地域都市計画区域
マスタープラン等の見直しについて)

ご静聴ありがとうございました

